

昭和学院短期大学教育実習等規程

平成 19 年 3 月 6 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学教職課程履修規程第 5 条に基づき、教育職員免許状を取得するために必要な教育実習等に関する事項について定める。

(教育実習の種類)

第 2 条 ここで教育実習等とは、中学校教諭(家庭)免許状を取得するために必要な中学校における教育実習(以下「教育実習」という。)、幼稚園教諭免許状を取得するために必要な幼稚園実習(以下「幼稚園実習」という。)、栄養教諭免許状を取得するために必要な小学校又は中学校における栄養教育実習(以下「栄養教育実習」という。)の総称をいう。

(単位の取扱い)

第 3 条 教育実習等の単位数、期間及び実習学校の種別は、次の表のとおりとする。

免許状の種類	単位数	実習期間	実習学校	備考
中学校教諭 2 種免許状	4 単位	4 週間	中学校等	実習期間には、事前・事後の指導及び観察を含む。
幼稚園教諭 2 種免許状	4 単位	4 週間	幼稚園	
栄養教諭 2 種免許状	1 単位	1 週間	給食を実施する小学校又は中学校	

2 前項の表のほか、教育実習等に係る授業科目として、中学校教諭免許状のために教育実習指導、幼稚園教諭免許状のために幼稚園実習指導、栄養教諭免許状のために栄養教育実習指導をそれぞれ 1 単位として設置する。

(教育実習の時期)

第 4 条 教育実習等は、原則として第一号、第二号、第三号に掲げる時期に行うものとする。

- 一 教育実習は、卒業年次に行う。
- 二 幼稚園実習は、1 年次及び 2 年次の 2 年間を通じて行う。

三 栄養教育実習は、卒業年次に行う。

(履修の条件)

第5条 教育実習等が行われるまでに、教育実習、幼稚園実習、栄養教育実習及び通年科目以外の教職に関する科目の単位を修得しているか、又は修得の見込みがなければならない。

2 教育実習等を行うものは、卒業の見込みがあるものとする。

(教育実習委員会)

第6条 教育実習等を行うために、取得免許状の種別ごとに教育実習に係る実施委員会(以下、「教育実習委員会」という。)を設ける。

2 教育実習委員会の委員長及び委員は、学長が指名する。

3 教育実習委員会は、次の各号の事項について、連絡調整、協議、決定事務を取扱う。

- ① 教育実習等施設の決定事務及び連絡
- ② 実習生の決定
- ③ その他教育実習等の実施に係る細目等の決定
- ④ 単位認定資料の作成
- ⑤ 教員免許申請に関すること

(成績評価)

第7条 教育実習等の成績評価は、実習学校長が作成した資料に基づき教育実習委員会の議を経て、科目担当者が行う。

(雑則)

第8条 その他、教育実習等に関して必要な事項については、教育実習委員会が別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。